

日吉津村自治基本条例策定委員会（第19回）議事録

日時：9月26日（金）午後7時30分～9時30分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、山路副委員長、山崎副委員長、松岡委員、河中委員、三島委員、建部委員、井上委員、破戸委員、奥田委員、田邊委員  
プロジェクト委員…小乾委員、里委員

欠席者 成瀬委員、松本委員、長谷川委員、西委員、高森委員、土井委員、池田委員、住田委員、川原委員

**事務局** 石村長、前田課長、高田課長補佐、福井主査

○委員長あいさつ

- ・この条例もだんだん先が見えてきて明るい兆しが見えてきた。みなさんの活発な意見をよろしく願います。

◇村長あいさつ

- ・1年に及ぶ会合と、1回のパブリック・コメントが終わるところまで辿り着けていただいたことに感謝。国政は混乱しているが、地方分権改革推進委員会は確実に事務が進んでいる。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

◆条例案の検討

（事務局）

- ・資料の確認。
- ・委員長の進行で、できれば骨子を完成させたい。

※前文

（委員長）

- ・骨子の順に進行していく。
- ・前文の修正案を読んでいただいて、これに対して良いのか悪いのかを。

（意見等）

- ・最初の部分の「進取の気象」でいいのか。どういう意味か。
- ・新しいことに前向きにチャレンジしていくという意味。「気質、気風」という表現もあるが、おおむね同じような意味。気象という表現が多い。
- ・私たちは先人が・・・とあるが、先人だと少数な感じがする。先人たちという表現のほうが良いのでは。
- ・私たちという表現を受けると先人たちという表現のほうが良い。
- ・財政の部分で、比較的という表現が追加されていますが、何と比較するの

か。比較的はいらないのでは。

- ・財政が豊かだというのが果たして本当に豊なのかなと思う。
- ・追加意見のところを見ると、県内では比較的となっている。
- ・県内ではとなると比べるところがあるので分かりやすいかも。
- ・明治22年から豊かだったかということそうは言えないかも。あくまで今日までの軌跡なので今のことではない。
- ・企業誘致だけでなく、農業振興も含めた。
- ・比較的という表現は入れるか入れないか。
- ・入れないほうが良いのでは。
- ・比較的財政が豊かな村でいいのでは。

(委員長)

- ・前文は決定ということで。

※第1章総則

【目的】

(委員長)

- ・総則を読んでみる。これはどこが変わったのか。

(意見等)

- ・プロジェクトで協議してのことだが、主語と述語が長い気がする。意味を変えようということではない。あくまで簡潔にした。
- ・村ではなくて村長では。
- ・村と表現するのか村長と表現するのはもう少しチェックが必要。正式に言えば村行政の権限は村長で、職員は付属機関。言い換えるなら村行政。
- ・村の役割と責務は、後ろのほうでは行政の役割と責務という形で載せているため村という形にはしていない。
- ・仕組みの次になどを入れたほうが良いのでは。
- ・自立した日吉津村を実現することをではなく実現させることではないか。
- ・村行政のほうが議会とは区別できて良いかも。
- ・文言に関しては法律に詳しい者にもう一度確認してもらおう。
- ・様々な表現があり混乱する。

(委員長)

- ・調べてみて適切な定義があれば入れてもらうということでしょうか。(賛成)

【定義】

(委員長)

- ・村民に「土地・家屋を有する者」を含めるかどうかという意見があるかどうか。

(意見等)

- ・「土地・家屋を有する者」の部分を活動するすべての者と変えてみてはどうか。

- ・プロジェクトで出た話では、他は活動する人でなく日吉津村に往来する人となっている。土地・家屋だけ有していても実際に村内に頻繁に往来するかどうかは性格的にちょっと違う。
- ・土地を所有している方は固定資産税を納めているが、実際に人が出入りして生活しているかどうか分からない人をここで入れるかどうか。
- ・日吉津村に少しでも関わりがある方だと、こういう形で呼びかけてもこたえてもらえる。税金だけ納めている人に呼びかけても意味があるかどうか。そう考えると載せる必要がないと思うが。
- ・すべての人が往来しないわけではなくて、若干でもそういう人がいれば、日吉津村とうかテゴリーに土地・家屋を有するものという表現を加えることは重要。実質的にどうかという問題は別として。私は入れるべきだと思う。
- ・我孫子市には土地・家屋という表現が入っているが、そのほかには入っていない。働く、学ぶ、活動するのみのところが多い。あとは事業者が一本だったり。
- ・土地利用という観点から、何らかの形で村づくりに協力してもらうという意味でも土地・家屋を有する者という表現的に入れてあっても問題はない。そういう立場であることを認識してもらうという意味でも入れるべき。
- ・あまり深く考えないで素直に入れればよいのでは。
- ・では土地・家屋を有する者という表現は、入れるということでよいか。(賛成)
- ・「自治会」の定義も必要でないかということだが、ここで改めて自治会というものの定義を入れるか入れないかということはどうか。
- ・コミュニティと自治会とは分けるかどうか。
- ・コミュニティとは自治会や、そこにある団体を含めたもので、一括して文章中に入れてしまってもよいのでは。
- ・コミュニティには広い意味と狭い意味もあるので、自治会も含めたコミュニティもあるが、そういった場合は狭い意味でのコミュニティになる。
- ・自治会もコミュニティの一部であることは間違いない。コミュニティという概念の中に自治会も含めますよ、という表現を付け加えることもできる。日吉津村の場合は、自治会が大きな組織であるため、コミュニティと自治会とが混同する恐れがある。自治会という言葉が定義付けしてあったほうがすっきりする、という指摘がある。
- ・自治会を定義付けすることによってコミュニティという表現も変わってくるかもしれない。
- ・コミュニティのところに自治会も列記するほうがすっきりする。定義の表現と内容については再度協議することでよいか。(賛成)
- ・定義の部分を用語の意味としてはどうか。

- ・我孫子市が用語の意味となっている。全般的には「定義」とあって用語の意義という風になっている。「用語の定義、用語の意義」という表現がしてあるところも。
  - ・専門家に見てもらったら多少変わるかもしれないが、分かりやすい表現として用語の意味でも良いのかなという感じはする。
  - ・三島さんが言われた表現が分かりやすい。
  - ・最終チェックで表現方法の違いがあってもよい。内容的には問題ない。
  - ・パブリック・コメントの意見を受けて、村の執行機関はどうなっているのかという指摘に対して、委員の言われるように「村とは・・・」という定義付けをするという方法がある。他の意見では、他の執行機関（教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等）の責務というのを村長等の「村長の役割と責務」の後のところに入れてはどうか、という意見もある。
  - ・村長のことについては章立てがしてある。その他の執行機関という同等のものが入ってくるのはおかしいのでは。
  - ・他の委員会も村長に準じた責任を負うとすれば条例の他の部分をかまわなくて良いと思う。
  - ・定義のところ村を入れるかどうか。
  - ・村行政が村長によって運営されているならば、村長等というところを含める章立てで良いと思う。
  - ・順に意見をお願いします。
  - ・村を入れても良いが、どこに入れるのかは全体を通してみてからのほうが。
  - ・文章から見ても、行政を指す言葉なので入れなくても良い。
  - ・入れなくて良い。これを入れると他にも入れる言葉がたくさんある。
  - ・入れなくて良いという意見が多いと思う。プロジェクトの委員さんの意見はどうか。
  - ・村の中には行政も含まれる。分かりやすくするためにも定義を入れたほうが良いと思う。
  - ・条文の捉え方によっては定義があいまいになるかもしれないので、きちんと定義したほうが良い。
  - ・ここではきちんと定義しておくことによってスッキリしたものにはなると思う。
  - ・村は、村長及び教育委員会以下選管・・・とすれば定義できる。
- (委員長)
- ・村をきちんと定義するということしていく。
- 【最高規範性】
- (委員長)
- ・条例の位置付けとするのか最高規範性とするのか。
- (意見等)

- ・最高規範性という言い方や、条例の位置付けとか各市町村によって様々な言い方がある。
- ・専門家に見てもらう方が良いのでは。
- ・分かりやすくしていく方向で良いか。(賛成)。
- ・ここの部分だけやわらかい表現にするなら、その他のところもすべてやわらかくするほうが良いのでは。
- ・一貫性を持たせるためにはそうしたほうが良い。
- ・最高規範性ということを行行政のトップである村長に規範性ということを守らせる意味なのか、議会も含めて遵守させるという風に広げるのかということ。
- ・入れてもおかしくなければ入れる方向で。

(委員長)

- ・ここは検討してもらおう。

※第2章自治の基本原則

【村民主権】

(意見等)

- ・村民主権でなく住民主権でといえは住民主権でも良いような気がするが。
- ・ここは「住民主権」ということでどうか。
- ・意見等のところで担い手である。としたほうが良いという意見があるが、意味合い的にはだいぶ違うと思うがきちんと協議を。
- ・担い手である。となると、住民は必ずしも担っていかなければならないというような意味がある。意識させるという意味では言い切った方が良いのかなとも思う。
- ・担ってないからといってどうこうなる問題でもない。

(委員長)

- ・担い手であると変更してよいか。(賛成)

【人権の尊重】

(委員長)

- ・人権の尊重はこのままで良いか。(賛成)

【情報の共有】

(委員長)

- ・ここは原案通りで良いか。(賛成)

【参画と協働】

(委員長)

- ・今の条文と出された意見を比べると出された意見のほうが良いかなと思う。

(意見等)

- ・私も出された意見のほうが良いと思う。

(委員長)

・提案された文書に変えるということで良いか。(賛成)

※第3章村民等

【村民の権利】

(事務局)

・住民は自治法に定めてあるものなので、後にくるより最初に持ってきた方が良い。…今回の協議は、ここまで。

※パブリック・コメントの回答

(事務局)

・パブリック・コメントを締め切ってから1ヶ月経つ。そろそろ策定委員会から回答を。委員会で協議し、回答を作成する。

(意見等)

- ・一度目を通していただいて、おかしいところは協議する。
- ・事務局で作成した回答（今までの割く定員会で協議してきた経緯を基に作成）を委員さんに検討してもらいたい。
- ・別に定めるという表現を使うときに、ある程度決めておかないと。
- ・別に定めるというのがおかしいというわけではない。
- ・自治基本条例推進委員会のどこまで載せるか。載せるとなると委員会の人数や任期などの詳細まで決めないといけませんが。
- ・第5章の意見で資料提供と情報提供とあるがどちらが良いか。
- ・情報提供のほうが良い。意味が広い感じがする。

(委員長)

・では情報提供のほうに変えて良いか。(賛成)

◆今後の進め方

・次回の委員会を早めに開きたい。

◇その他

(事務局)

・10月3日に自治会長会があり、自治会を回って説明会を開催することを提案したい。それについての委員さんの意見を。

(意見等)

- ・全員でというわけではないが、グループ分けして説明会を開催したい。
- ・開催する側としては、ぜひ開催していただきたい。
- ・議会との協議もあわせて行っていきたい。
- ・時期的なことは未定。

(事務局)

- ・次回は10月6日
- ・中川先生が27日に来られるので、ぜひ予定して下さい。

○閉会